

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

生駒市消防長 杉 本 正 人

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを「（署長代理）」に改め、同条中「主幹」を「署長代理」に改める。

第5条の4の次に次の1条を加える。

（主幹）

第5条の5 署に主幹を置くことができる。

2 主幹は、消防司令又は消防司令補の階級のある者をもって充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条第2項中「消防司令又は」を削る。

第7条の見出し及び同条第1項中「副係長又は」を削り、同条第2項中「副係長及び」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「係員」を「所属職員」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条第2項中「主幹」を「署長代理」に改める。

第13条中「主幹」を「署長代理」に、「係長、副係長」を「主幹、係長」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。